

兵庫県公報

令和6年3月29日 金曜日 第33号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 毒物及び劇物の取締りに関する手続等を定める規則の一部を改正する規則（薬務課）	1

公布された法令のあらまし

◎毒物及び劇物の取締りに関する手続等を定める規則の一部を改正する規則（規則第21号）

毒物及び劇物取締法施行規則の一部改正により、毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録等に係る申請や届出の方法について、オンライン化を推進するために特定の記録媒体の使用を定める規定が見直されたことに伴い、所要の整備を行うこととした。

規 則

毒物及び劇物の取締りに関する手続等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第21号

毒物及び劇物の取締りに関する手続等を定める規則の一部を改正する規則

毒物及び劇物の取締りに関する手続等を定める規則（昭和42年兵庫県規則第5号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項の表以外の部分中「の提出に代えて」を「について」に、「フレキシブルディスク並びに申請者又は届出者の氏名及び住所並びに申請又は届出の趣旨及びその年月日を記載した書類（以下この項において「フレキシブルディスク等」という。）を提出する場合における」を「電磁的記録媒体（以下この項において「電磁的記録媒体」という。）を提出する方法によって」に、「当該フレキシブルディスク等」を「場合」に改め、同項の表を次のように改める。

提出方法	経由機関
電磁的記録媒体を提出する方法	当該施設の所在地を管轄する県民局長。 ただし、毒物又は劇物の製造業又は輸入業に係るものにあつては、直接

附 則

この規則は、公布の日から施行する。